

これまでの議員定数及び報酬に関する特別委員会では…

令和2年9月1日、議員定数及び報酬に関する特別委員会を設置し、以降、分科会による議論を重ねてきました。その経過を説明したうえで、今後の特別委員会の活動の流れを紹介いたします。

まず、特別委員会では、**議会基本条例を基に、下記の3つの視点から、活発な議論となるよう常任委員会単位の分科会を開催し、意見交換を重ねました。**

※各視点の説明はぎかいだより第42号(令和3年2月1日発行)を参照ください。



視点1 議会機能からみた議会の役割

【住民代表機能からは】

- 1 議会基本条例からも、議会機能の要は議員間討議(議論する議会)である。
- 2 議員一人ひとりが市民の代弁者である。
- 3 地域案件だけでなく市政全体を考え、市にしっかりもの言える機関であるべき。

【行政監視機能からは】

- 1 議会基本条例の基本理念にあるとおり、行政を監視し評価する機能こそ議会の責務である。
- 2 議会と行政は対峙であり対立ではない。共に良いものを作り上げようとするプロセスである。

【政策立案機能からは】

- 1 議会提出条例による政策マネジメントは、これからの議会に課せられた大きな課題である。
- 2 政策提言の頻度と精度を上げるべき。

視点2 議会改革からみた議会機能の向上

多くの地方議会が参加して行われている議会改革度調査では、議会の「情報共有」「住民参画」「機能強化」の3項目を視点として評価されている。改革度の視点をどう捉えるか。

【意見の抜粋】

- 1 何を視点に順位を決めているのかということだけは、共有しながら次の段階に進まなければならない。議会改革度の中身、評価の項目を共有した上で、次の展開に持っていきたい。
- 2 何のために議会改革を行うのかということに立ち返らないといけない。議会が活性化すること、即ちそれが市民の利益に返っていくためにやっているというところをしっかりと抑えないといけない。
- 3 議論する(している)議会というところを見せるようにしないとけない。そのための機能強化であり、市民参加の活性化と成果物やプロセスの情報共有が必要である。

視点3 地方分権における議会の役割など

地方分権を基礎付けているものは、決定や自治などをできる限り小さな単位で行い、できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという「補完性の原理」と、地域の問題を共有し、一体となって解決できるコミュニティ単位の取組をまずは基本とする「近接性の原則」とされてきました。

高山市は、地勢的な条件や風土、文化を超え、広大な合併となったことから、改めて、住民が地域の政治・政策決定に参加する「住民自治」と地方自治体や地方議会など国から独立した団体に地方自治が委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされる「団体自治」への配慮や合併の検証が求められています。

平成の合併が自治にもたらしたものの、自治と分権の視点からみた支所地域の地域振興と今後の課題などの項目について各分科会で協議・検証・意見交換・情報共有を行いました。